



STANDARD

2025年1月15日

各位

会社名 株式会社ジェイホールディングス
代表者名 代表取締役社長 眞野 定也
(コード:2721 東証スタンダード)
問合せ先 取締役 山室 敬史
(TEL. 03-6455-4278)

第三者割当により発行される第8回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、2025年1月15日開催の取締役会において、以下の通り、第三者割当により発行される第8回新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の募集(以下、「本第三者割当」といいます。)を行うことを決議しましたのでお知らせいたします。

1. 募集の概要

本新株予約権の募集の概要

(1)割当日	2025年1月31日
(2)新株予約権の総数	70,000個(新株予約権1個につき100株)
(3)発行価額	総額 11,340,000円 (新株予約権1個当たり162円)
(4)当該発行による潜在株式数	7,000,000株
(5)資金調達の内訳	1,082,340,000円 (内訳) 新株予約権発行分 11,340,000円 新株予約権行使分 1,071,000,000円 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に、全ての本新株予約権が行使された場合出資される財産の価額の合計額を合算した金額となります。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。また、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(1)調達する資金の額」に記載する発行諸費用を差引いた残額が実際の調達資金の額となります。
(6)行使価額	行使価額 153円

	行使価額は、2025年1月15日開催の取締役会直前取引日の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)に10.00%ディスカウントした価額であります。																				
(7)募集又は割当方法 (割当予定先)	<p>第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。</p> <table> <tr> <td>学校法人君津あすなろ学園</td> <td>5,000 個</td> </tr> <tr> <td>親川 智行</td> <td>14,000 個</td> </tr> <tr> <td>伊藤 美由紀</td> <td>4,000 個</td> </tr> <tr> <td>大内 将伸</td> <td>4,000 個</td> </tr> <tr> <td>黒田 欣</td> <td>1,000 個</td> </tr> <tr> <td>保坂 健</td> <td>1,000 個</td> </tr> <tr> <td>森上 和樹</td> <td>7,000 個</td> </tr> <tr> <td>中谷 正和</td> <td>15,000 個</td> </tr> <tr> <td>日高 早斗</td> <td>15,000 個</td> </tr> <tr> <td>千代田インバーストメント株式会社</td> <td>4,000 個</td> </tr> </table>	学校法人君津あすなろ学園	5,000 個	親川 智行	14,000 個	伊藤 美由紀	4,000 個	大内 将伸	4,000 個	黒田 欣	1,000 個	保坂 健	1,000 個	森上 和樹	7,000 個	中谷 正和	15,000 個	日高 早斗	15,000 個	千代田インバーストメント株式会社	4,000 個
学校法人君津あすなろ学園	5,000 個																				
親川 智行	14,000 個																				
伊藤 美由紀	4,000 個																				
大内 将伸	4,000 個																				
黒田 欣	1,000 個																				
保坂 健	1,000 個																				
森上 和樹	7,000 個																				
中谷 正和	15,000 個																				
日高 早斗	15,000 個																				
千代田インバーストメント株式会社	4,000 個																				
(8)その他	<p>① 新株予約権の取得 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日から3ヶ月経過以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部または一部を取得することができます。</p> <p>② 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。</p> <p>③ その他 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。</p>																				

(注)本書末尾に本新株予約権の発行要項を添付しております。

2. 募集の目的及び理由

(1) 募集の目的及び理由

当社は、純粋持株会社である当社と連結子会社5社にて企業集団を形成しております。
連結子会社5社のうち、株式会社ジェイスポーツは2か所のフットサル施設を管理運営する

スポーツ事業、株式会社ジェイリードパートナーズは様々な投資スキームの構築によるフィンテック事業、不動産テック事業への展開を志向する不動産事業、株式会社ジェイクレストでは太陽光発電施設を始めとする再生可能エネルギー事業の組成、仕入、販売、及び仲介事業を行う太陽光事業、エイチビー株式会社において安定型最終処分場を運営する環境ソリューション事業をそれぞれ行っております。

なお、2024年9月3日付「連結子会社の解散及び清算に関するお知らせ」にて公表の通り、Web事業を行っていた当社連結子会社である株式会社アセット・ジーニアスについては、同日付の当社取締役会において、解散及び清算を決議し、現在清算手続きを行っており、遅くとも2025年1月には清算終了となる見込みであります。

また、当社は2022年8月17日付「第三者割当により発行される第6回新株予約権の募集に関するお知らせ」(以下、「前回ファイナンス開示」といいます。)にて公表した通り、2022年9月2日を発行日として、第三者割当による第6回新株予約権の発行を行い、当該新株予約権の発行及び行使にて515百万円の資金調達を実施しました。なお、当該新株予約権については、2024年8月30日をもって権利行使期間が満了し、消滅しております。

また、前回ファイナンス開示にて記載した具体的な用途にかかる支出予定額と充当実績額は以下の通りであります。

第三者割当による第6回新株予約権の発行

割当日	2022年9月2日	
発行新株予約権数	25,000個(新株予約権1個につき100株)	
発行価額	1個につき220円	
調達予定資金の額	新株予約権の発行による調達額	5百万円
	新株予約権の行使による調達額	607百万円
	発行諸費用の概算額	3百万円
	手取額合計	609百万円
行使価額	243円	
現時点における行使状況	行使済株式数	2,100,000株
当初の資金の用途	① 借入金の返済	25百万円
	② 運転資金	234百万円
	③ 環境ソリューション事業(産業廃棄物処理施設等取得資金)	350百万円
	合計	609百万円
2022年11月1日付 資金用途変更後の資金の用途	① 借入金の返済	25百万円
	② 運転資金	89百万円
	③ 環境ソリューション事業(産業廃棄物処理施設等取得資金)	495百万円

	合計	609 百万円
2024 年 3 月 1 日付 資金使途変更後の資金の使途	① 借入金の返済	25 百万円
	② 運転資金	264 百万円
	③ 環境ソリューション事業(産業廃棄物処理施設等取得資金)	320 百万円
	合計	609 百万円
現時点における資金の充当状況	① 借入金の返済	25 百万円
	② 運転資金	168 百万円
	③ 環境ソリューション事業(産業廃棄物処理施設等取得資金)	320 百万円
	合計	513 百万円

当社は、当連結会計年度(2024 年 12 月期)第 3 四半期連結会計期間において、売上高 137 百万円(前年同期比 18.2%増)、営業損失 207 百万円(前年同期は 214 百万円の損失)、経常損失 207 百万円(前年同期は 213 百万円の損失)、親会社株主に帰属する四半期純損失 320 百万円(前年同期は 230 百万円の損失)を計上し、純資産合計額は 33 百万円と前年同期比 249 百万円の減少を余儀なくされております。また、2024 年 9 月末の現預金残高が 70 百万円であることから、当社では、今後の当社の売上及び利益の見通しについて不確実性が存在し、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が引き続き存在しているものと認識しております。

セグメント毎の事業の概況は以下の通りであります。

① スポーツ事業

つかしん店(兵庫県)では、ジュニアスクールの充実化などを図り会員数は増加したものの、社員の増員により人件費が増加したことなどから増収減益となりました。また、東山田店(神奈川県)では、前年同期に比べ天候不順等の影響を受けずに週末フットサルイベントを実施できたことや施設利用者数が増加したことから増収増益となりました。

その結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は 84 百万円(前年同期比 3.6%増)、営業利益は 20 百万円(前年同期比 0.3%減)となりました。

② 不動産事業

不動産や太陽光発電施設などの事業用資産の所有者等に対する資金調達に関する助言を行い、収益化を図る方針でしたが、当第3四半期連結累計期間で売上高は計上されず(前年同期売上高は -1 百万円)、販売費及び一般管理費の負担があるため、営業損失は 8 百万円(前年同期は 6 百万円の営業損失)となりました。

なお、2024 年 10 月 30 日付「連結総資産の増加に関するお知らせ」にて公表の通り、同事業部門では、同日付でクリーンエネルギー事業関連施設への出資を目的とした出資総額 770 百万円の匿名組合の組成を行っております。

③ 太陽光事業

当第3四半期連結累計期間においては、太陽光発電施設の仕入・販売・仲介の実績がなかったため、売上高は計上されず(前年同期売上高は一百万円)、販売費及び一般管理費の負担があるため、営業損失は12百万円(前年同期は12百万円の営業損失)となりました。

④ 環境ソリューション事業

当第3四半期連結累計期間においては、売上高は52百万円(前年同期比53.1%増)となりましたが、半期累計期間(2024年1月~6月)において計上したのれん償却額の負担53百万円があるため、営業損失は46百万円(前年同期は90百万円の営業損失)となりました。

当社では、上述の現状を改善するために、渡邊大祐(医学博士、順天堂大学大学院 分子細胞治療研究講座 客員准教授、以下、「渡邊」といいます。)を当社の執行役員として招聘し、2024年3月25日付「順天堂大学との共同研究契約締結のお知らせ」にて公表の通り、渡邊が、順天堂大学大学院にて分子細胞治療学分野で研究を進めてきた細胞外小胞(以下、「エクソソーム」といいます。)の緩和医療、抗加齢医療分野における有効性の確認及び応用研究における事業化の可能性について、順天堂大学との共同研究を通じて知見を深めるとともに、事業化に先立ちフィージビリティスタディを行ってまいりました。

また、2025年1月15日付「新たな事業の開始及び資本業務提携に関するお知らせ」にて公表の通り、渡邊が中心となって、今回当社と資本業務提携を行うあすなろグループを含む複数の医療機関及び分子細胞治療分野の研究者らと事業化における協業について検討を重ねるとともに事業リスクの検証を行ってまいりました。加えて、当社取締役である2名の会計士(中山宏一及び山室敬史)及び外部の専門家である2名の会計士による内部統制リスクの検証の後、コンプライアンス委員会の審理を経て再生医療関連事業(以下、「本事業」といいます。)を開始することを決定いたしました。

本事業の詳細については、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途 ③ 再生医療関連事業」にて後述させていただきますが、本新株予約権の発行により調達する資金のうち、686百万円については本事業のための設備投資、運営資金として、318百万円については人件費、賃借料、専門家費用(監査法人への監査報酬、弁護士、会計士、税理士等への顧問報酬等)を含む運転資金に、70百万円については借入金の返済に充当することを目的として、本新株予約権の発行を決定いたしました。

(2) 資金調達の方法として本新株予約権を選択した理由

第三者割当は、既存株主に対して、相応の希薄化の影響を与えるため、当社は、本第三者割当の決定に際し、本第三者割当と他の資金調達方法との比較検討を行いました。その結果、以下に掲げる理由により、現時点の当社における資金調達方法として、第三者割当による本新株予約権発行による資金調達が、最も合理的と考えられると判断いたしました。

① 金融機関等からの間接金融による資金調達は、現状の当社の財務内容では融資の実施は

難しいという返答がなされたこと。

② エクイティ・ファイナンス手法での公募増資及び株主割当による新株発行は、当社の現状を踏まえると実現の可能性に乏しく、今回の資金調達の方法として適さないこと。

③ 株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆる MSCB)は、その発行条件及び行使条件は多様化しているものの、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換が完了するまで転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、希薄化に伴う株価への直接的な影響が大きいと考えられること。

④ いわゆるライツ・オフリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと、当社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフリングがあるが、コミットメント型ライツ・オフリングについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟していないことに加え、金融商品取引業者へ支払う引受手数料等のコストが増大することが予想されることから、適切な資金調達方法ではないと考えられること。また、ノンコミットメント型ライツ・オフリングは、割当先となる既存株主の参加率が不透明であり、当社が必要とする資金を調達できない可能性が高く、今回の資金調達方法として適切ではないと判断したこと。

これらの検討を踏まえ、当社では割当予定先との間で資金調達の方法につき協議を行ってまいりました。当社では、当初調達資金を一度に確保できることから、新株発行による資金調達を打診したものの、割当予定先からは、当社の事業の進捗や当社株価の状況に応じて適宜行使判断を可能とする本新株予約権の割当を希望されたことから、本新株予約権の発行による資金調達を選択いたしました。

(3) 本新株予約権の特徴

(本新株予約権のメリット)

本新株予約権の内容は、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主の株式価値の希薄化の抑制が図られるように定められており、以下の特徴があります。

なお、当社は割当予定先に対して、本新株予約権の行使を行う上で、当社の資金ニーズ及び市場環境等を勘案しながら、適宜行使する予定であることを確認しております。

① 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮等の点で懸念が示される価格修正条項付きのいわゆる MSCB や MS ワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様の株式価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。発行当初から行使価額は 153 円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。

また、本新株予約権の対象株式数も発行当初から発行要項に示される株式数で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が増加することはありません。

② 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、割当先から第三者への譲渡には、当社取締役会の承認を要します。

③ 資金調達柔軟性

当社は、他の有利な資金調達方法が確保される場合等には、本新株予約権の払込期日の翌日から3ヶ月経過以降、取締役会決議により発行価額と同額で本新株予約権の取得を行うことが可能であり、資金調達に対する柔軟な選択権を当社に留保しています。

(本新株予約権のデメリット)

① 既存株式の希薄化が生じる可能性

本新株予約権の行使により最大 7,000,000 株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じます。

② 新株予約権の行使が進まない可能性

当社株価が行使価額を下回って推移する場合には、本新株予約権の行使が進まず、当社の予定する資金調達が不調となる可能性があります。具体的には、当社では、本新株予約権にて調達する資金のうち、200 百万円を支出して再生医療関連事業のための細胞培養加工施設の設置を目論んでおりますが、資金調達が不調となった場合には、当該施設の設置が進展せず、当該事業の開始が遅延する可能性があります。

③ 当社の株価が下落する可能性

割当予定先は、本新株予約権の行使によって取得した当社普通株式を市場にて売却することがあり、当社株価の下落要因となる可能性があります。

3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	1,082,340,000円
(内訳)	
第8回新株予約権の発行	11,340,000円
第8回新株予約権の行使	1,071,000,000円
発行諸費用の概算額	8,000,000円
差引手取概算額	1,074,340,000円

(注)

1. 発行諸費用の概算額に消費税は含まれていません。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は弁護士費用1.1百万円、新株予約権の算定費用1.7百万円、調査費用1.3百万円、印刷会社費用0.4百万円、登記費用その他3.5百万円の合計額です。

なお、弁護士費用(岡本大毅氏。法律事務所あかつき代表弁護士、東京都中央区銀座3丁目13-19)、印刷会社費用につきましては、当社の手元資金にて既に支払済であるため、調達した資金より充当する予定であります。

3. 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、上記払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少します。
4. 登記費用につきましては、新株予約権の権利行使のタイミング、回数等の理由により、変動する可能性があります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

差引手取概算額1,074百万円について、具体的な使途及び支出予定時期は以下の通りです。

具体的な使途	金額	支出予定時期
① 借入金の返済	70百万円	2025年1月
② 運転資金	318百万円	2025年1月～2026年1月
③ 再生医療関連事業	686百万円	2025年1月～2026年3月
合計	1,074百万円	

(注)

1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金で保管する予定です。
2. 現時点での資金使途の優先順位は、①借入金の返済、②運転資金、③再生医療関連事業の順といたします。
3. 株価低迷により権利行使が進まない場合は、手元資金の活用及び新たな資本による調達、又は、その他の手段による資金調達について検討を行う予定です。また、今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合など、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに公表いたします。

① 借入金の返済

当社は、2024年9月20日付「資金の借入に関するお知らせ」及び2024年11月29日付「(開示事項の変更)「資金の借入に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」にて公表した通り、当社株主である森上和樹氏(議決権割合 5.12%)が代表取締役を務める株式会社サイラボとの間で、2024年9月20日付で金銭消費貸借契約を締結し、70百万円を当社の運転資金として借入れました。(借入実行日:2024年9月20日、返済期日:2025年1月31日、金利:年1.5%、担保または保証:なし)。本新株予約権の発行により調達する資金(以下、「本調達資金」といいます。)のうち70百万円については、当該借入金の返済として2025年1月に充当することを計画しております。

② 運転資金

本調達資金のうち、318百万円については、当社グループの運転資金として人件費(月額13百万円)、賃借料(月額3百万円)、その他の販売費および一般管理費(月額8百万円)等に2025年1月から2026年1月の期間において充当することを計画しております。これは、再生医療関連事業については、当社が細胞培養加工施設を設置し稼働させ収益を上げるまでに、1年程度を要する可能性があることから、社内にて運転資金の必要性につき保守的に検討した結果、当該期間での運転資金を確保することとしたものであります。割当予定先との間では、当社の資金ニーズ及び市場環境等を勘案しながら本新株予約権を適宜行使する旨、口頭にて承諾を得ております。仮に、調達する資金の具体的な使途に記載した費用の支出が本新株予約権の行使に先行した場合には、当該費用を一時的に手元資金又は借入金にて賄い、本

新株予約権の行使により払込がなされた後に、当該行使による払込金を、順次かかる手元資金の補填又は借入金の返済に充当する予定です。

③ 再生医療関連事業

当社では、本調達資金のうち 686 百万円を再生医療関連事業に支出することを予定しております。支出金額の詳細及び事業の進行計画は以下の通りであります。

なお、再生医療関連事業は、当社において新規事業であり、現時点で当該事業にかかる実績はなく、したがって将来の事業成果についても不確実性が伴います。しかしながら、高齢化が進行した我が国において、健康寿命の伸長は今後も継続する重要な課題であり、未だ全容は解明されていないものの、エクソソームが同課題を解決するための重要なキーファクターのひとつになり得ると多くの医療従事者、研究者が考えていること、他方で巨大企業が先行し、開発に巨額の資金を要する製薬事業と比較すると、必要とされる資金、設備、人材等において、当該事業は参入障壁が低いこと、また、今回、社内にも医業の専門家である渡邊を確保し、医療法人等とも業務提携を行い、かつ長らく医業経営を行ってきた株主からの支援も期待できることから、再生医療関連事業に投資し、着手することが当社の安定収益基盤を築き、企業価値の向上に資するものと考え決定したものであります。

当社は、2025年1月15日付「新たな事業の開始及び資本業務提携に関するお知らせ」にて公表の通り、本事業を担当する部門として連結子会社アドバンス・リジェンテック(以下、「ART社」といいます。)を設立いたします。ART社は、本調達資金のうち200百万円を支出して東京都港区に細胞培養加工施設「リジェンテック・ラボ」(以下、「RTラボ」といいます。)を設置いたします。着工は2025年1月、完工は2025年5月を予定しております。

RTラボの完工後、渡邊の監督下にて専任の細胞培養士が体性幹細胞を培養し、精製したエクソソームを医療法人等が運営する病院、クリニックに販売いたします。当面は、一般社団法人あすなろとの資本業務提携契約にもとづき、同法人が運営する赤坂リジュクリニックを主たる販売先として予定しております。RTラボの当面の運営費用として、2025年1月から2025年12月の期間において本調達資金のうち130百万円を充当することを予定しております。なお、運営費用の内訳は、①賃借料 月額1.6百万円×12か月、②仕入費用 平均2.8百万円×8か月、③加工委託費 平均9.2百万円×8か月、④水道光熱費・清掃費等 平均1.2百万円/月×8ヶ月等となります。

また、RTラボの完工後、ART社は、再生医療等の安全性の確保等に関する法律の規定にもとづき、特定細胞加工物の製造許可の取得を目指します。これにより、RTラボでは、再生医療等を提供する医療機関等からの委託にもとづく細胞の培養、加工が可能となり、新たな販路及び提携先の拡大をはかります。

なお、本新株予約権の割当先である森上和樹氏(以下、「森上氏」といいます。)からは、森上氏が理事長を務める医療法人健真会が運営する城本クリニックとの再生医療等に関する共同

研究、臨床応用等に関する協議の提案を頂いており、今後の進捗については適宜公表してまいります。

また研究開発にかかる費用として 110 百万円を 2025 年 3 月から 2026 年 3 月までの期間において本調達資金から充当することを予定しており、これには順天堂大学との共同研究費用 30 百万円×2年間、及び解析機器購入費用 50 百万円が含まれます。

販路、提携先の拡大のための宣伝広告及び営業費用として 246 百万円を 2025 年 4 月から 2026 年 3 月までの期間において本調達資金から充当することを予定しております。具体的には、①広告宣伝費(HP 制作費など 18 百万円、有料広告費 61 百万円(注1))として約 79 百万円、②販売活動費(営業員人件費、営業活動費、成果報酬(営業員・代理店)等)として約 167 百万円を支出する予定であります。

(注1) 販路の拡大については、昨今一部の医療機関において、エクソソームの精製、流通過程において衛生管理上の不備やエクソソームの効能、効果等について過大な広告にもとづき治療を行うことが問題視されていることから、当社では当社の基準とする安全管理や渡邊が進める研究開発に理解を頂ける医療機関、研究機関を対象として販路を広げることが企図しております。従いまして、当該有料広告費につきましては、医療機関、研究機関を対象とする学術誌、専門誌等への当社の研究成果や開発技術等の PR または記事広告等の掲載費用として充当させていただきます。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回の本新株予約権の発行により調達する資金は、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2)調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、当社の安定収益の確保及び企業価値向上とともに、財務基盤の安定に資すると見込んでおります。

よって当該資金使途は、企業価値の向上を実現するためのものであり、財務体質の改善及び売上及び利益を向上させるとともに、当社の安定した業績の拡大に寄与するものであり、合理的であると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠とその具体的内容

当社は、本新株予約権の評価を当社及び割当予定先から独立した外部の第三者算定機関(東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号、代表取締役 能勢 元)、以下、「本算定機関」といいます。)に依頼しました。本算定機関と当社及び割当予定先との間には、取引関係を含む重要な利害関係はありません。

本算定機関は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である 2025 年 1 月 14 日の東京証券取引所における当社株価の終値 170 円/株、株価変動性 41.98%、配当利回り 0%、無リスク利子率 0.613%や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額 153 円/株、満期までの期間 2 年)に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルである

モンテカルロ・シミュレーションによって本新株予約権の公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権1個の払込金額を162円(1株当たり1.62円)と算定いたしました。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段に不合理な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であると判断いたしました。この算定結果をもとに割当予定先と協議した結果、本新株予約権1個の払込金額を162円(1株当たり1.62円)といたしました。

また、本新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向(取締役会決議日の直前営業日までの1か月間、3か月間及び6か月間の終値平均株価等)を踏まえ、また当社株式の流動性に鑑みると割当予定先が本新株予約権を全量行使した上で処分するには相当程度の期間を要することなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日(2025年1月14日)の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の取引の終値(以下、「本基準値」といいます。)である170円から10.00%ディスカウントした153円といたしました。これは、当社が過去3期間、親会社株主に帰属する当期純損失を継続して計上していること、継続企業の前提に重要な疑義を生じられるような事象または状況が引き続き存在していることなどを踏まえ、当社と割当予定先との行使価額における交渉の結果、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠する10%を超えない範囲で、相応の率をディスカウントすることはやむを得ないと判断したものであり行使価額について割当予定先のディスカウントに対する要望を受け入れた結果によるものであります。

当社は、本基準値が当社の企業価値を合理的に反映したものであると判断しております。

なお、本新株予約権の行使価額は、本基準値(170円)から10.00%のディスカウント、当該直前取引日までの1か月間の終値平均である159円から3.77%のディスカウント、当該直近取引日までの3か月間の終値平均である162円から5.56%のディスカウント、当該直近取引日までの6か月間の終値平均である170円から10.00%のディスカウントとなります。

なお、当社監査役3名(うち社外監査役3名)全員から、本算定機関は当社及び割当予定先とは取引関係を含む利害関係がなく、独立した立場であると認められること、また、本新株予約権の価額算定方法は、本算定機関が市場慣行に準じて一般的な方法で算定した公正価値評価額と同等額の払込金額を決定していることなどから、有利発行ではないと判断する旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の発行により増加する潜在株式数は、7,000,000株(議決権数70,000個)となり、2024年9月30日現在の発行済株式総数7,128,500株(議決権数71,274個)に対して、98.20%(議決権比率98.21%)の希薄化が生じます。本新株予約権の発行を検討するにあたり、当社としては潜在株式数の増加による希薄化の影響を減ずるべく、発行数量を抑えようという議論もいたしましたが、現下の当社株式の株価水準、必要とする資金調達額を

勘案し、各割当予定先に対して本新株予約権の割当数について要望を確認した結果、上記発行数量を決定いたしました。

なお、本新株予約権が全量行使された場合の交付株式数 7,000,000 株に対して、当社株式の過去6ヶ月間における1日あたり平均出来高は、69,934 株(2024 年 7 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日までの過去 6 か月間の実績値)であり、1日あたり平均出来高は交付株式数の 1.00%であります。本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数 7,000,000 株を行使期間である2年間(245 日/年間営業日数で計算)で売却すると仮定した場合の1日当たりの株式数は 14,286 株となり、上記1日あたりの平均出来高の 20.43%となるため、これらの売却が市場内にて短期間で行われた場合には、当社の株価に影響を与える恐れがあります。(但し、当社は割当予定先に対して当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮する旨、口頭にて確認しており、本資金調達及ばず株価への影響は限定的であると考えております。)

しかしながら、当社は、本資金調達により調達した資金を上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」に記載の通り、上述の新規事業にかかる設備取得資金に充当することで新たな収益源の確保が可能となり、ひいては企業価値の向上につながり、当社の既存株主の利益に資するものと考えており、本新株予約権の発行による株式の発行数量及び希薄化の規模は、合理的な範囲であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 学校法人君津あすなろ学園

(1)商号	学校法人君津あすなろ学園	
(2)本店所在地	千葉県君津市上湯江字三角1019番地	
(3)代表者の役職・氏名	理事長 山本 勝久	
(4)事業内容	千葉医療福祉専門学校の運営	
(5)資本金の額	1,626 百万円(基本金の額)	
(6)設立年月日	1998 年 4 月 1 日	
(7)発行株式総数	該当事項はありません。	
(8)事業年度の末日	3 月 31 日	
(9)従業員数	82 名(正職員 20 名、非常勤職員 62 名)	
(10)主要取引先	該当事項はありません。	
(11)主要取引銀行	千葉銀行	
(12)大株主及び持ち株比率	該当事項はありません。	
(13)当社との関係等	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
最近3年間の経営成績及び財政状態(千円)				
決算期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	
純資産	1,294,729	1,283,707	1,301,350	
総資産	1,453,616	1,477,884	1,476,123	
1株当たり純資産(円)	-	-	-	
売上高(教育活動収入)	270,330	255,853	289,215	
営業利益(教育活動収支差額)	△12,385	△16,419	△4,259	
当期純利益(基本金組入前当年度収支差額)	△7,750	△22,505	17,643	
1株当たり当期純利益(円)	-	-	-	
1株当たり配当金(円)	-	-	-	

② 親川 智行

(1) 割当予定先の概要	氏名	親川 智行
	住所	大阪府堺市
	職業の内容	会社役員
(2) 上場会社と当該個人との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

③ 伊藤 美由紀

(1) 割当予定先の概要	氏名	伊藤 美由紀
	住所	東京都世田谷区
	職業の内容	会社役員
(2) 上場会社と当該個人との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。
--	-------------	-------------

④ 大内 将伸

(1) 割当予定先の概要	氏名	大内 将伸
	住所	愛媛県松山市
	職業の内容	会社役員
(2) 上場会社と当該個人との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

⑤ 黒田 欣

(1) 割当予定先の概要	氏名	黒田 欣
	住所	京都府京都市
	職業の内容	会社役員
(2) 上場会社と当該個人との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

⑥ 保坂 健

(1) 割当予定先の概要	氏名	保坂 健
	住所	山梨県南アルプス市
	職業の内容	会社役員
(2) 上場会社と当該個人との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

⑦ 森上 和樹

(1) 割当予定先の概要	氏名	森上 和樹
	住所	愛知県名古屋市
	職業の内容	会社役員
(2) 上場会社と当該個人との関係	出資関係	当社株式を36万株(議決権割合5.12%)保有しています。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	森上和樹氏が代表取締役を務める株式会社サイラボより70百万円の借入を行っております。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

⑧ 中谷 正和

(1) 割当予定先の概要	氏名	中谷 正和
	住所	東京都港区
	職業の内容	会社役員
(2) 上場会社と当該個人との関係	出資関係	当社株式を56.3万株(議決権割合8.01%)保有しています。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

⑨ 日高 早斗

(1) 割当予定先の概要	氏名	日高 早斗
	住所	東京都港区
	職業の内容	会社員
(2) 上場会社と当該個人との関係	出資関係	当社株式を40万株(議決権割合5.69%)保有しています。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

⑩ 千代田インベストメント株式会社

(1)商号	千代田インベストメント株式会社		
(2)本店所在地	東京都千代田区西神田三丁目 8 番 3 号		
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役 土屋大		
(4)事業内容	投資事業組合の財産の運用及び管理に関する業務、有価証券、デリバティブ取引等の各種投資業務		
(5)資本金の額	1万円		
(6)設立年月日	2022年6月23日		
(7)発行株式総数	100株		
(8)事業年度の末日	5月31日		
(9)従業員数	1名		
(10)主要取引先	千代田インベストメント第1号投資事業有限責任組合		
(11)主要取引銀行	三菱UFJ銀行		
(12)大株主及び持ち株比率	土屋大 100.0%		
(13)当社との関係等	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
最近3年間の経営成績及び財政状態(千円)			
決算期	2022年5月期	2023年5月期	2024年5月期
純資産	-	82	1,336
総資産	-	660	45,513
1株当たり純資産(円)	-	829	13,363
売上高	-	443	9,262
営業利益	-	192	△12,184
当期純利益	-	72	1,253
1株当たり当期純利益(円)	-	729	12,534
1株当たり配当金(円)	-	-	-

(注)当該会社は、2022年6月設立のため、2022年5月期の業績はありません。

当社では、割当予定先を決定するに際して、割当予定先及びその関係者(以下、「割当予定先等」といいます。)について、企業調査等を専門とする第三者機関である株式会社 TMR(東京都千代田区神田錦町 1-19-1 神田橋パークビル 6 階、代表取締役 高橋新治、以下、「TMR」

といたします。)に依頼して、割当予定先等が反社会勢力、あるいは反社会勢力と関係を有しているか否かにつき調査を行いました。

TMR に調査を依頼した割当予定先等は以下の通りであります。

- ① 学校法人君津あすなろ学園、同法人の理事長である「山本勝久氏」、同社の理事である「保住寛氏」、「庄司行孝氏」、「山本明美氏」、「鈴木利行氏」及び「藤本好由氏」、同法人の監事である「大塚隆弘氏」及び「渡邊泰氏」。
- ② 親川 智行氏
- ③ 伊藤 美由紀氏。同氏に必要資金の融資を行っている「株式会社アイエフアール」(代表取締役 伊藤美由紀)。
- ④ 大内 将伸氏。同氏に必要資金の融資を行っている個人 1 名。
- ⑤ 黒田 欣氏
- ⑥ 保坂 健氏
- ⑦ 森上 和樹氏
- ⑧ 中谷 正和氏
- ⑨ 日高 早斗氏。同氏に必要資金の融資を行っている「株式会社リアルエステート」及び同社の代表取締役である「多田茂雄氏」。
- ⑩ 千代田インベストメント株式会社、同社の代表取締役である「土屋大氏」。同社に必要資金の融資を行っている「株式会社太平フィナンシャルサービス」及び当該会社の代表取締役である「三田康貴氏」。

当社は、TMR より上記の割当予定先等に関して、いずれも反社会勢力あるいは反社会勢力の関係者ではない旨の報告書を受領したこと、また当社においても、割当予定先等の氏名、名称についてインターネットで検索を行い表示された情報について反社会勢力との関与を疑われる記載がないか確認したものの該当する情報は検出されなかったことから、当社は割当予定先が反社会勢力との関係がないと判断し、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途」に記載の資金用途に充当するために機動的かつ確実性の高い資金調達の方法について、「2. 募集の目的及び理由 (2) 資金調達の方法として本新株予約権を選択した理由」に記載の通り複数の資金調達手段を検討するとともに、当社代表取締役社長である眞野定也(以下、「眞野」といいます。)が中心となって、2024 年 10 月より、本第三者割当の趣旨に賛同頂ける割当予定先の候補者と協議を行ってまいりました。

なお、当社と割当予定先候補者10名との関係性ならびに選定理由は以下の通りであります。

① 学校法人君津あすなろ学園

2025年1月15日付「新たな事業の開始及び資本業務提携に関するお知らせ」にて公表の通り、当社執行役員である渡邊大祐と従前より親交があり、今般の資本業務提携により割当先として選定したものであります。

②親川 智行氏、③伊藤 美由紀氏、④大内 将伸氏、⑤黒田 欣氏、⑥保坂 健氏

当社眞野が、当社グループが行う太陽光事業を通じて交流を行う事業経営者であって、本第三者割当の趣旨に賛同頂いたことから割当先として選定したものであります。

⑦森上 和樹氏、⑧中谷 正和氏、⑨日高 早斗氏

上記3名については、当社の既存株主であり、本第三者割当の趣旨にご賛同頂いたこと、また森上和樹氏については自身が大手医療法人の経営者であり当社が志向する再生医療分野での事業開発について関心を有して頂いたことなどから割当先として選定したものであります。

⑩千代田インベストメント株式会社

同社は、当社取締役中山宏一が当社取引先の代表者から紹介を受け知己であったところ、本第三者割当の趣旨を説明したところ理解を頂き、割当先として選定したものであります。

眞野が、上記の割当予定先と交渉した結果、当社事業戦略における資金の必要性(必要時期を含む)を理解頂き、割当予定先との間で時機に応じて本新株予約権を行使すること、また、割当予定先による本新株予約権の取得が学校法人君津あすなろ学園については資本業務提携にもとづくもの、その他の割当予定先については純投資を目的としたものであって、いずれも当社の経営に関与する意図はない旨確認し合意に至ったこと等を総合的に勘案し、当社は上記の10名を割当予定先として選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

本新株予約権の割当予定先である学校法人君津あすなろ学園については、資本業務提携にもとづく保有であることから中長期的に保有する意向を有するものの、その他9名の割当先は、いずれも純投資を目的とし、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思はなく、よって、当社の資金ニーズ及び市場環境等を勘案しながら適宜本新株予約権を行使し、当社株式の株価推移を踏まえ株価に与える影響を勘案した上で売却する方針であることを、眞野が各割当予定先に対し、口頭にて確認しております。

なお、本新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要するものになっており、当社では本新株予約権の譲渡の承認に先立ち、譲受人に対して本人確認、反社会勢力でないことの確認、予約権行使に要する払込原資の確認、及び予約権行使により取得する当社株式の保有方針の確認を行う旨、割当予定先と口頭にて確認しております。また、当社取締役会で本新株予約権の譲渡を承認した場合には、その内容を適時開示いたします。

(4) 割当予定先の払込に要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、次のとおり割当予定先から資料提出を受け確認しております。

① 学校法人君津あすなろ学園

学校法人君津あすなろ学園からは、2024年11月14日時点の預金通帳の写し及び直近3期分の決算書の提出を受け確認いたしました。

② 親川 智行氏

親川智行氏からは、2024年9月30日時点及び2024年10月31日時点の同人名義の証券口座にかかる取引残高報告書の提供を受け確認いたしました。

③ 伊藤 美由紀氏

伊藤美由紀氏からは、同氏を借主、株式会社アイエフアール(東京都千代田区麴町三丁目2番9号VORT麴町Ⅲ5階、代表取締役 伊藤 美由紀)を貸主とする2024年12月5日付金銭消費貸借契約書(融資限度額:30百万円、返済期日:2026年12月4日、金利:年3%、担保または保証:なし)の写し及び2024年11月27日時点の同社の預金通帳の写しの提供を受け確認いたしましたところ、同日時点では、同社の預金残高が融資限度額の30百万円に満たないものの、過去の実績、今後の資金計画を考慮すると、近く預金残高は30百万円を超え、伊藤氏の必要に応じて自己資金で融資が可能であると考えているとの説明を受けております。なお、当該融資枠設定額をもって、本新株予約権の行使代金総額には満たないものの、割り当てられた本新株予約権の一部を行使し取得した当社株式の売却代金をもって、残存する本新株予約権の行使を行う方針である旨、口頭にて確認しております。

④ 大内 将伸氏

大内将伸氏からは、同氏を借主、同氏の知人である個人(東京都世田谷区)を貸主とする2024年11月29日付金銭消費貸借契約書(融資限度額:20百万円、返済期日:2026年11月28日、金利:年3%、担保または保証:なし)の写し及び2024年12月4日時点の当該貸主の預金通帳の写しの提供を受け確認いたしました。なお、当該融資枠設定額をもって、本新株予約権の行使代金総額には満たないものの、割り当てられた本新株予約権の一部を行使し取得した当社株式の売却代金をもって、残存する本新株予約権の行使を行う方針である旨、口頭にて確認しております。

⑤ 黒田 欣氏

黒田欣氏からは、2024年11月26日時点の預金通帳の写しの提供を受け確認いたしました。なお、当該預金通帳の残額では、本新株予約権の行使代金総額には満たないものの、割り当てられた本新株予約権の一部を行使し取得した当社株式の売却代金をもって、残存する本新株予約権の行使を行う方針である旨、口頭にて確認しております。

⑥ 保坂 健氏

保坂健氏からは、2024年12月3日時点の預金通帳の写し及び2024年12月2日時点の同人名義の証券口座の残高明細の提供を受け確認いたしました。なお、当該預金通帳及び証券口座の残高では、本新株予約権の行使代金総額には満たないものの、割り当てられた本新株予約権の一部を行使し取得した当社株式の売却代金をもって、残存する本新株予約権の行使を行う方針である旨、口頭にて確認しております。

⑦ 森上 和樹氏

森上和樹氏からは、2024年11月29日時点の預金通帳の写しの提出を受け確認いたしました。

⑧ 中谷 正和氏

中谷正和氏からは、2024年11月19日時点の同人名義の証券口座にかかる残高証明書及び2024年11月25日時点の同人名義の証券口座にかかる保有商品一覧表の提供を受け確認いたしました。なお、当該証券口座の残高では、本新株予約権の行使代金総額には満たないものの、割り当てられた本新株予約権の一部を行使し取得した当社株式の売却代金をもって、残存する本新株予約権の行使を行う方針である旨、口頭にて確認しております。

⑨ 日高 早斗氏

日高早斗氏からは、2024年12月3日時点の同人名義の証券口座の残高明細、同氏を借主、株式会社リアルエステート(大阪府大阪府中央区本町二丁目6番10号、代表取締役多田茂雄)を貸主とする2024年11月30日付融資枠設定契約書(融資限度額:60百万円、返済期日:2026年12月31日、金利:年2%、担保または保証:なし)の写し及び2024年12月2日時点の同社の預金通帳の写しの提供を受け確認いたしました。なお、当該証券口座の残高及び融資枠設定額の合計額では、本新株予約権の行使代金総額には満たないものの、割り当てられた本新株予約権の一部を行使し取得した当社株式の売却代金をもって、残存する本新株予約権の行使を行う方針である旨、口頭にて確認しております。

⑩ 千代田インバーストメント株式会社

千代田インバーストメント株式会社からは、2024年12月6日時点の預金通帳の写し及び同社を借主、株式会社太平フィナンシャルサービス(東京都文京区本郷一丁目13番4号、代表取締役 三田康貴)を貸主とする2024年12月5日付 個別貸付基本契約書(借入金額:30百万円、返済期日:2025年12月10日、金利:年5%、担保または保証:代表取締役 土屋大氏による連帯保証)の写しの提供を受け確認いたしました。なお、当該預金通帳の残額及び融資枠設定額の合計額では、本新株予約権の行使代金総額には満たないものの、割り当てられた本新株予約権の一部を行使し取得した当社株式の売却代金をもって、残存する本新株予約権の行使を行う方針である旨、口頭にて確認しております。

7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

(割当前)

順位	氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合
1	LGT BANK LTD (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	P. O. BOX 85, FL-9490 VAD UZ, FURSTENTUM LIECHTE NSTEIN (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	1,044,500	14.86%
2	中谷 正和	東京都港区	563,000	8.01%
3	青山 洋一	東京都港区	430,000	6.12%
4	日高 早斗	東京都港区	400,000	5.69%
5	森上 和樹	愛知県名古屋市東区	360,000	5.12%
6	日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番 10号	238,800	3.40%
7	東京短資株式会社	東京都中央区日本橋室町4丁目4番1 0号	200,000	2.85%
8	株式会社クロスウォーク	大阪府大阪市中央区平野町二丁目2 番8号	153,300	2.18%
9	楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号	122,800	1.75%
10	BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM G CM CLIENT ACCTS M ILM FE (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	2 KING EDWARD STREET, L ONDON EC1A 1HQ UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	101,750	1.45%
	計	-	3,614,150	51.43%
	発行済株式数		7,028,500	

(割当後)

順位	氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合
1	中谷 正和	東京都港区	2,163,000	15.31%
2	日高 早斗	東京都港区	1,900,000	13.45%
3	親川 智行	大阪府堺市	1,400,000	9.91%
4	森上 和樹	愛知県名古屋市東区	1,060,000	7.50%

5	LGT BANK LTD (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	P. O. BOX 85, FL-9490 VADUZ, FURSTENTUM LIECHTENSTEIN (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	1,044,500	7.39%
6	学校法人あすなろ学園	千葉県君津市上湯江字三角1019番地	500,000	3.54%
7	青山 洋一	東京都港区	430,000	3.04%
8	伊藤 美由紀	東京都世田谷区	400,000	2.83%
9	大内 将伸	愛知県松山市	400,000	2.83%
10	千代田インバーストメント株式会社	東京都千代田区西神田三丁目8番3号	400,000	2.83%
	計	—	9,697,500	68.64%
	発行済株式数		14,128,500	

(注)

- 「割当前」の「所有株式数」は、2024年6月30日時点の株主名簿に記載された数値を記載しております。
- 「割当前」の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2024年6月30日現在の当社の発行済株式総数7,028,500株(議決権数70,274個)をもとに算出しております。
- 「割当後」の「所有株式数」は本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式の数に「割当前」の「所有株式数」に記載された株式数を加算した数を記載しております。また、「割当後」の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後」の「所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。
- 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
- 「割当後」の順位は、本新株予約権を全量行使し、その後保有した場合を仮定しております。

8. 今後の見通し

第三者割当による本新株予約権の発行及び行使は、当社の業績向上及び企業価値向上に寄与するものと考えております。なお、将来の業績に変更が生じる場合には、速やかに開示を行います。

また、2024年12月期通期業績予想に与える影響については、合理的な数値の算定が可能になった時点で公表いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

(1)大規模な第三者割当を行うこととした理由、及び既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

① 大規模な第三者割当を行うこととした理由

当社は、「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2)調達する資金の具体的な用途」に記載のとおり、本第三者割当により調達した資金は、借入金の返済、運転資金及び再生医療関連事業にかかる細胞培養加工施設の設置資金へ充当する予定であります。当社は、当社が早期に持続的な経営の確立を図り、財務体質の改善と企業価値の向上を実現する上で、資金調達は必要不可欠であると考えております。

当社では、本第三者割当以外の方法による資金調達手法について、前記「2.募集の目的及び理由 (2)資金調達の方法として本新株予約権を選定した理由」に記載のとおり、その他の資金調達方法についても検討いたしました。当社の現状を勘案した結果、本第三者割当による資金調達が、当社として最適な資金調達方法であると判断し、本第三者割当を行うことといたしました。

② 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本新株予約権の発行により増加する潜在株式数は、7,000,000株(議決権数70,000個)となり、2024年9月30日現在の発行済株式総数7,128,500株(議決権数71,274個)に対して、98.20%(議決権比率98.21%)の希薄化が生じます。

しかしながら、当社は前連結会計年度(2023年12月期)において、売上高175百万円(前期比56.9%増)、営業損失279百万円(前期は201百万円の営業損失)、経常損失279百万円(前期は205百万円の経常損失)、親会社株主に帰属する当期純損失296百万円(前期は270百万円の親会社株主に帰属する当期純損失)を計上し、純資産合計額は282百万円と対前年比197百万円の減少を余儀なくされております。また、営業キャッシュフローも198百万円減少しており、その結果、当社では、今後の当社の売上及び利益の見通しについて不確実性が存在することから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が引き続き存在しているものと認識しております。

当社取締役会は、上述の当社の現状を改善するためには、当社が早期に持続的な経営の確立を図り、財務体質の改善と企業価値の向上を実現する必要があると判断し、大規模な第三者割当による希薄化を考慮しても、本第三者割当を行うことが既存株主の利益に資するものであると判断しております。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当に伴う希薄化率が25%以上となることから、株式会社東京証券取引所 有価証券上場規程第432条の規定により、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手、又は②当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。

当社は、本第三者割当に関し、上記②の当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続を行うことは、臨時株主総会を開催し決議を得るまでに相当の日数を要すること、また当該臨時株主総会開催に伴い相当の費用支出が見込まれることなどを総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手することといたしました。

当社は、当社及び割当予定先との間に利害関係のない社外有識者である岡本 大毅氏(弁護士、法律事務所あかつき)、当社の独立役員である刈谷 龍太氏(当社社外監査役、弁護士)、同じく当社の独立役員である関口 常裕氏(当社社外監査役、公認会計士)の3名によって構成される第三者委員会(以下「本第三者委員会」といいます。)に、本第三者割当の必要性及び相当

性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2025年1月15日に入手しております。

なお、本第三者委員会の意見の概要は以下の通りです。

第1 当委員会の意見

当委員会は、本第三者割当の必要性及び相当性に関し、下記のとおり意見する。

記

(結論)

本第三者割当の必要性及び相当性は、認められる。

第2 当委員会の判断に至る理由の概要等

1 本第三者割当の必要性

(1)本第三者割当の目的及び必要性について

ア 貴社は、2020年12月期(第29期)第3四半期において、2020年9月30日時点の純資産が△66百万円の債務超過に至ったことにより、貴社株式について上場廃止に係る猶予期間入り銘柄の指定を受け、その後、同期連結会計年度において債務超過を解消したことによって、猶予期間入り銘柄を解除された。

しかしながら、その後、貴社は、2021年12月期(第30期)連結会計年度において、売上高116百万円(前期比90.5%減)、営業損失129百万円(前期は129百万円の営業損失)、経常損失128百万円(前期は118百万円の経常損失)、親会社株主に帰属する当期純損失150百万円(前期は66百万円の親会社株主に帰属する当期純利益)、2022年12月期(第31期)連結会計年度において、売上高111百万円(前期比3.8%減)、営業損失201百万円(前期は129百万円の営業損失)、経常損失205百万円(前期は128百万円の経常損失)、親会社株主に帰属する当期純損失270百万円(前期は150百万円の親会社株主に帰属する当期純損失)、2023年12月期(第32期)連結会計年度において、売上高175百万円(前期比56.9%増)、営業損失279百万円(前期は201百万円の営業損失)、経常損失279百万円(前期は205百万円の経常損失)、親会社株主に帰属する当期純損失296百万円(前期は270百万円の親会社株主に帰属する当期純損失)をそれぞれ計上したうえ、当連結会計年度(2024年12月期)第3四半期連結会計期間においても、売上高137百万円(前年同期比18.2%増)、営業損失207百万円(前年同期は214百万円の損失)、経常損失207百万円(前年同期は213百万円の損失)、親会社株主に帰属する四半期純損失320百万円(前年同期は230百万円の損失)を計上するに至り、純資産合計額は33百万円と前年同期比249百万円の減少を余儀なくされている。

また、貴社の2024年9月末の現預金残高が70百万円であり、貴社の資金繰り表によれば、今後も現預金残高の減少が見込まれており、貴社においては、上述した厳しい経営状況と相まって、運転資金に余裕がない現状が認められる。とりわけ、貴社の事業継続性の確保の観点からは、人件費、賃借料、専門家費用(監査法人への監査報酬、弁護士、会計士、税理士等への顧問報酬等)を含む運転資金の確保は急務である。

そうとすると、貴社においては、今後の売上及び利益の見通しについて不確実性が存在し、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が引き続き存在していると言わざるを得ないことから、当該状況の改善が喫緊の課題ということができ

る。

また、貴社の説明によれば、貴社グループにおいては、人件費(月額13百万円)、賃借料(月額3百万円)、その他の販売費および一般管理費(月額8百万円)等を要するところ、新規立上げ予定の再生医療関連事業については、細胞培養加工施設を設置し稼働させ収益を上げるまでに1年程度を要する可能性があるということであり、同期間中の運転資金として318百万円を要すると推計したことは、理に適った金額と認められる。

したがって、本第三者割当により調達する資金のうち、318百万円について運転資金として調達を要するとする貴社の説明に特段不自然・不合理な点は認められない。

イ また、貴社のセグメント毎の事業を見ても、当連結会計年度(2024年12月期)第3四半期連結累計期間において、スポーツ事業は売上高84百万円(前年同期比3.6%増)、営業利益は20百万円(前年同期比0.3%減)の増収減益であり、不動産事業は売上高の計上に至らず、営業損失△8百万円(前年同期は6百万円の営業損失)であり、太陽光事業は売上高の計上に至らず、営業損失は△12百万円(前年同期は12百万円の営業損失)であり、環境ソリューション事業は売上高52百万円(前年同期比53.1%増)である一方、半期累計期間(2024年1月～6月)において計上したのれん償却額の負担53百万円があるため、営業損失は46百万円(前年同期は90百万円の営業損失)であって、業績が依然として苦戦ないし低迷していると言わざるを得ず、その抜本的な改善策として新事業の立上げに活路を見出して検討を開始すること自体は、経営判断として不合理とは直ちにいえぬ。

実際、貴社においては、このような現状を改善するために、医学博士であり、順天堂大学分子細胞治療研究講座客員准教授である渡邊大祐氏(以下「渡邊氏」という。)を執行役員として招聘のうえ、2024年3月25日付「順天堂大学との共同研究契約締結のお知らせ」にて公表の通り、渡邊氏が、順天堂大学大学院にて分子細胞治療学の分野で研究を進めてきた細胞外小胞(以下「エクソソーム」という。)の緩和医療、抗加齢医療分野における有効性の確認及び応用研究における事業化の可能性について、順天堂大学との共同研究を通じて知見を深めるとともに、事業化に先立ちフィージビリティスタディを行ってきたということである。

そのうえで、2025年1月15日付開示「新たな事業の開始及び資本業務提携に関するお知らせ」にて公表の通り、貴社においては、貴社と資本業務提携を行うあすなろグループを含む複数の医療機関及び分子細胞治療分野の研究者らと事業化における協業について検討を重ねるとともに事業リスクの検証及び貴社取締役である2名の会計士(中山宏一氏及び山室敬史氏)及び外部の専門家である2名の会計士による内部統制リスクの検証の後、コンプライアンス委員会の審理を経て再生医療関連事業を開始することを決定したということである。

このような貴社における経営判断のプロセスに特段不合理な点は、認められない。そして、再生医療関連事業のために、貴社は、連結子会社アドバンス・リジェンテックを設立のうえ、同社において、200百万円を支出して東京都港区に細胞加工施設「リジェンテック・ラボ」を設置し(着工予定2025年1月、完工予定同年5月)、その完工後、渡邊氏の監督下にて専任の細胞培養士が体性幹細胞を培養し、精製したエクソソームを医療法人等が運営する病院、クリニックに販売することを計画しているところ、同ラボの当面の運営費用として、2025年1月から2025年12月の期間において本調達資金のうち130百万円(その内訳は、①賃借料 月額1.6百万円×12か月、②仕入費用 平均2.8百万円×8か月、③加工委託費 平均9.2百万円×8か月、④水道光熱費・清掃費等 平均

1.2百万×8か月等)を充当することを予定しているということである。当該期間は、上述した既存事業に係る運転資金318百万円の金額根拠とも整合する。また、同ラボの完工後、上記新設子会社において、再生医療等の安全性の確保等に関する法律の規定にもとづき、特定細胞加工物の製造許可の取得を目指し、よって、同ラボでは、再生医療等を提供する医療機関等からの委託にもとづく細胞の培養、加工が可能となり、新たな販路及び提携先の拡大をはかるということである。

このように、再生医療関連事業に関する事業計画は、相当程度具体的であって、研究開発にかかる費用として2025年3月から2026年3月までの期間において110百万円(順天堂大学との共同研究費用30百万円×2年間、及び解析機器購入費用50百万円を含む。)を、販路、提携先の拡大のための宣伝広告及び営業費用として2025年4月から2026年3月までの期間において246百万円の費用を、それぞれ見込んでいるとする貴社の説明にも、特段不自然・不合理な点は見当たらない。特に、順天堂大学との共同研究費用合計60百万円(30百万円×2年間)については、2024年3月25日付け「順天堂大学との共同研究契約締結のお知らせ」にてかねて公表されているとおり、同大学との間の共同研究契約に基づき費用負担がすでに確定している金額であるところ、2025年1月15日付け「新たな事業の開始及び資本業務提携に関するお知らせ」によれば、当該研究は、エクソソームに関する基礎、臨床研究を目的とした(i)エクソソーム投与による尿道上皮細胞における増殖能の改善、及び線維化の抑制、(ii)エクソソーム及びエクソソームに含まれるmiRNA(マイクロRNA)の網羅的遺伝子解析による治療効果への応用、(iii)尿道上皮再生、瘢痕化の抑制を趣旨とした製剤の開発を研究するものであり、その結果次第では、泌尿器外科を対象とした、いまだ競合状況にない開発品(医薬部外品)の製造、販売の検討に繋がる可能性があるということであるから、本第三者割当てによる調達資金を当該研究費用に充てることについても、一定の経済合理性が一応認められる。

加えて、貴社の説明及び貴社より提供を受けた事業計画書等の関連資料によれば、再生医療関連事業に係る事業計画は、2024年1月12日に開催された第1回専門家会議(渡邊氏を含む順天堂大学の研究者ないし提携医療機関関係者を含む検討会議をいう。以下同じ。)を皮切りに、多数回(当委員会が接した関係資料から認められる範囲に限っても2024年11月15日までの10か月間で合計58回であり、そのうち、専門家会議の開催は28回に上る。)にわたる関係会議を経た社内外の議論と推敲を重ねたうえで策定されたものと認められる。特に、そのような多数回にわたって順天堂大学の研究者を含む外部専門家の実質的関与を経ていることは、それ自体が、同事業計画に一定の客観性があることを推認し得る事情ということができる。

また、当委員会において再生医療関連事業に関する事業計画書を検討したところ、そこで採用されている前提条件及び想定売上等の数値はいずれも具体的であり、かつ現実可能性が相当程度伴っており、客観的に見て、不自然・不合理と断定できるものは検出できなかった。むしろ、継続率等の一定の前提条件等は保守的に設定されていると言い得るものも散見された。同事業計画書で採用されている想定スケジュールについても、関係省庁に電話確認を経る等の実務的な裏付けが伴っており、特段疑念を差し挟まざるを得ない点は見当であった。

したがって、新事業である以上、本件に限らず、その事業計画に一定の不確実性が不可避に伴うことは否定し難いとはいえ、さりとて、再生医療関連事業に関する貴社の事業計画の実現可能性を直ちに否定すべき理由は認められない。そうである以上、同事業

の立上げを2025年1月15日取締役会決議済みであるという貴社の経営判断の存在と2年目以降の営業利益達成及びその後の増収増益を見込むその事業計画を前提として、貴社が、苦戦ないし低迷が続く既存事業を背景とする貴社経営状況の改善を目的とする新事業の立上げに投資することはリスクテイクとしてやむを得ない事柄というべきであって、そのために、細胞治療研究分野の専門的知見を有する渡邊氏の旗振りのもと、順天堂大学との共同研究及びフィージビリティスタディという相当程度慎重な検討プロセスを経たうえで、再生医療関連事業に不可欠である一定の設備投資等を行うことの必要性を認めることができる。そのための費用として、上記合計686百万円を本第三者割当により調達する資金から工面しようとする貴社の説明に特段不自然・不合理な点は認められない。

ウ また、貴社の説明によれば、本第三者割当による調達額のうち、70百万円については、貴社株主である森上和樹氏(議決権割合5.12%)が代表取締役を務める株式会社サイラボとの間の2024年9月20日付け金銭消費貸借契約に基づく70百万円に対する返済資金に充てるとのことである。

この点、公表済みの2024年9月20日付け「資金の借入に関するお知らせ」及び2024年11月29日付「(開示事項の変更)「資金の借入に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」に記載のとおり、当該借入金70百万円は、貴社の資金繰りが逼迫したことから、2015年から貴社の大株主であり、城本クリニックを運営する医療法人健真会理事長を務める森上和樹氏に貴社より融資を依頼し、同氏が代表取締役を務める株式会社サイラボを貸主として、借り入れたものである。すなわち、当該借入れは、貴社の資金繰りの逼迫を救済する目的によるものであって、それによって、貴社の資金繰りの破綻を回避できたという意味において、共益的側面があることは否定し難く、そうである以上、他の一般債権に優先して返済するこの必要性は否定し難いといえる。

また、上述したとおり、貴社の2024年9月末の現預金残高はすでに70百万円であり、貴社の資金繰り表によれば、今後さらに現預金残高の減少が見込まれているのであって、そのような貴社が置かれた現況において、本第三者割当による資金調達を経ずして、延長後の返済期日である2025年1月31日に返済原資を工面できる現実的可能性は乏しいと言わざるを得ない。そうとすると、現状のまま推移すれば、同期日までに返済原資を調達できず、結果、貴社の資金繰りが破綻する現実的かつ具体的な危険が認められる。

したがって、本第三者割当により調達する資金のうち、70百万円について、株式会社サイラボに対する借入金として調達を要するという貴社の説明が不合理とはいえない。

(2)小括

以上によれば、上記ア～ウ合計1,074百万円の資金調達の必要性を首肯できることから、当委員会としては、本第三者割当の必要性が認められると考える。

2 本第三者割当の相当性について

(1)資金調達方法について

貴社の説明によれば、以下に掲げる理由により、現時点の貴社における資金調達方法として、第三者割当による本新株予約権発行による資金調達が、最も合理的と考えられると判断したということである。

① 金融機関等からの間接金融による資金調達は現状の貴社の財務内容では融資の実

施は難しいという返答がなされたこと

- ② エクイティ・ファイナンス手法での公募増資及び株主割当による新株発行は、貴社の現状を踏まえると実現の可能性に乏しく、今回の資金調達の方法として適さないこと
- ③ 株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)は、その発行条件及び行使条件が多様化しているものの、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換が完了するまで転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、希薄化に伴う株価への直接的な影響が大きいと考えられること
- ④ いわゆるライツ・オフリングには、貴社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと、貴社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフリングがあるが、コミットメント型ライツ・オフリングについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟していないことに加え、金融商品取引業者へ支払う引受手数料等のコストが増大することが予想されることから、適切な資金調達方法ではないと考えられること。また、ノンコミットメント型ライツ・オフリングは、割当先となる既存株主の参加率が不透明であり、貴社が必要とする資金を調達できない可能性が高く、今回の資金調達方法として適切ではないと判断したこと。

この点、上述したとおり、貴社の既存事業が苦戦ないし低迷する現状等を踏まえれば、上記①及び②の方法による資金調達の現実的な実現可能性は客観的に乏しいと言わざるを得ず、その点に関する貴社説明に、特段不合理な点は見出せない。

また、上記③の方法は、貴社が指摘するとおり、行使価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数の増加は避けて通れず、かえって、希薄化の影響が顕著であって、その場合、既存株主にとってより不利益となるから、上述したとおり、貴社の既存事業が苦戦ないし低迷する現状等を踏まえれば、③の方法も適当とは言い難い。

上記④についても、貴社の既存事業が苦戦ないし低迷する現状等を踏まえれば、不確実性が大きく、貴社の現時点の資金調達方法として躊躇を覚えるのはやむを得ないところである。

これらに加えて、割当予定先との間の協議の結果、貴社からの新株発行による資金調達の打診にもかかわらず、割当予定先から、貴社の事業の進捗や貴社株価の状況に応じて適宜行使判断を可能とする本新株予約権の割当を希望されたという貴社説明に係る個別事情を踏まえると、本新株予約権の発行による資金調達の選択は、相当と認められる。

(2)割当先選定の理由について

ア 企業調査等を専門とする第三者機関である株式会社TMRは、貴社との間で特別の利害関係がないとされる。同社の調査報告書によれば、割当予定先及びその関係者(以下「割当予定先等」という。)について、いずれも反社会勢力又はその関係者ではないとのことである。また、貴社においても、割当予定先等の氏名、名称についてインターネットで検索を行い表示された情報について反社会勢力との関与を疑われる記載がないか確認したものの該当する情報は検出されなかったとのことである。

この点、当職らにおいても、同様にインターネットで割当予定先等の氏名、名称について検索を行ったが、割当予定先等について、反社会勢力との関係があると疑われる情報に接することはなかった。

イ また、貴社の説明によれば、割当予定先10名は、貴社代表取締役社長である眞野定也氏(以下「眞野氏」という。)が中心となって、2024年10月より、本第三者割当の趣旨に賛同頂ける割当予定先の候補者と協議を行った結果として、①学校法人君津あすなろ学園については、2025年1月15日付「新たな事業の開始及び資本業務提携に関するお知らせ」にて公表のとおり貴社執行役員である渡邊大祐氏と従前より親交があり、当該資本業務提携により割当先として選定したものであり、②親川智行氏、③伊藤美由紀氏、④大内将伸氏、⑤黒田欣氏及び⑥保坂健氏については、貴社グループが行う太陽光事業を通じて眞野氏が交流を行う事業経営者であって、本第三者割当の趣旨に賛同を頂いたことから割当先として選定したものであり、⑦森上和樹氏、⑧中谷正和氏及び⑨日高早斗氏の3名については、貴社の既存株主であり、本第三者割当の趣旨にご賛同頂いたこと、特に森上和樹氏については自身が大手医療法人の経営者であり貴社が志向する再生医療分野での事業開発について関心を有して頂いたことなどから割当先として選定したものであり、残る⑩千代田インベストメント株式会社については、貴社取締役中山宏一氏が貴社取引先の代表者から紹介を受け知己であったところ、本第三者割当の趣旨を説明したところ理解を頂き、割当先として選定したものである。そのうえで、貴社事業戦略における資金の必要性(必要時期を含む)を理解頂き、割当予定先との間で時機に応じて本新株予約権を行使すること、また、割当予定先による本新株予約権の取得が、学校法人君津あすなろ学園については資本業務提携にもとづくもの、その他の割当予定先については純投資を目的としたものであって、いずれも貴社の経営に関与する意図はない旨確認し合意に至ったこと等を総合的に勘案し、貴社は割当予定先として選定したということである。

また、特に、割当予定先のうち、学校法人君津あすなろ学園については資本業務提携にもとづく保有であることから中長期的に保有する意向を有するものの、その他9名の割当先は、いずれも純投資を目的とし、本新株予約権の行使により取得する貴社株式を長期間保有する意思はなく、よって、貴社の資金ニーズ及び市場環境等を勘案しながら適宜本新株予約権を行使し、貴社株式の株価推移を踏まえ株価に与える影響を勘案した上で売却する方針であることを、眞野氏が各割当予定先に対し、口頭にて確認したということである。

ウ このような割当予定先の選定理由及び手法に特段不合理・不自然な点は認められない。

そのうえ、本新株予約権の譲渡については貴社取締役会の承認を要することから、貴社では本新株予約権の譲渡の承認に先立ち、譲受人に対して本人確認、反社会勢力でないことの確認、予約権行使に要する払込原資の確認、及び予約権行使により取得する貴社株式の保有方針の確認を行い得るのであって、しからば、不相当な株主の出現は水際であらためて阻止でき得るといえる。

以上によれば、本第三者割当の割当予定先の選定は、相当ということができる。

(3)新株予約権の発行価額及び行使価額について

ア 東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(以下「本算定機関」という。)の1月14日付け第8回新株予約権価値算定報告書によれば、本算定機関は、本新株予約権発行

にかかる取締役会決議日の前取引日である2025年1月14日の東京証券取引所における貴社株価の終値170円/株、株価変動性41.98%、配当利回り0%、無リスク利率0.613%や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額153円/株、満期までの期間2年)に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって本新株予約権の公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権1個の払込金額を162円(1株当たり1.62円)と算定したということである。

当委員会においても、本算定機関の上記算定報告書の記載内容を検討したが、算定に用いられた手法は、実務上合理的なオプションの評価額の算定方法の一つと考えられるモンテカルロ・シミュレーションによっており、また、査定が、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じている。また、前提条件及び合理的に想定された仮定等についても、特段の不合理な点は検出されなかった。したがって、当該算定方法は、本算定機関が市場慣行に準じて一般的な方法で算定した公正価値評価額と同等額の払込金額を決定したものと認められる。

イ 次に、本新株予約権の行使価額について、貴社の説明によれば、貴社の業績動向、財務動向、株価動向(取締役会決議日の直前営業日までの1か月間、3か月間及び6か月間の終値平均株価等)を踏まえ、また貴社株式の流動性に鑑みると割当予定先が本新株予約権を全量行使した上で処分するには相当程度の期間を要することなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日(2025年1月14日)の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における貴社普通株式の取引の終値(以下、「本基準値」といいます。)である170円から、貴社と割当予定先との行使価額における交渉の結果、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠する10%を超えない範囲でディスカウントすることはやむを得ないと判断し、10.00%ディスカウントした153円としたということである。当該ディスカウントは、貴社が過去3期間、親会社株主に帰属する当期純損失を継続して計上していること、貴社に継続企業の前提に重要な疑義を生じされるような事象または状況が引き続き存在していることなどを踏まえ、行使価額について割当予定先のディスカウントに対する要望を受け入れた結果ということである。

上述したとおり、貴社においては、今後の売上及び利益の見通しについて不確実性が存在し、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が引き続き存在していると言わざるを得ないことを踏まえると、割当先が引受けにあたってディスカウントを求めることは交渉上理解できるところであり、相応のディスカウント無しには割当先選定が難航することは想像に難くない。そうとすると、上記日本証券業協会の指針に準拠する範囲内で、ディスカウントに応じることはやむを得ない側面があることは否定し難いと考えられる。

そのほか、当該算定方法に特段不合理な点は、見当たらない。

ウ したがって、本新株予約権の払込金額及び行使価額は、いずれも相当と認められる。

(4)希薄化による既存株主への影響について

本新株予約権の発行により増加する潜在株式数は、7,000,000株(議決権数70,000個)となり、2024年9月30日現在の発行済株式総数7,128,500株(議決権数71,274個)に対して、98.20%(議決権比率98.21%)の希薄化が生じる。

また、本新株予約権が全量行使された場合の交付株式数7,000,000株に対して、貴

社株式の過去6ヶ月間における1日あたり平均出来高は、69,934株(2024年7月1日から2024年12月31日までの過去6か月間の実績値)であり、1日あたり平均出来高は交付株式数の1.00%である。本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数7,000,000株を行使期間である2年間(245日/年間営業日数で計算)で売却すると仮定した場合の1日当たりの株式数は14,286株となり、上記1日あたりの平均出来高の20.43%となるため、これらの売却が市場内にて短期間で行われた場合には、貴社の株価に影響を与えるおそれがある。但し、貴社は、割当予定先に対して貴社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮する旨、口頭にて確認しており、本資金調達が及ぼす株価への影響は限定的であると考えているということである。

98.20%(議決権比率98.21%)の希薄化の可能性は、既存株主への影響が相応に認められ、当委員会としても、その相当性の判断は慎重にならざるを得ない。

しかしながら、上述したとおり、貴社は、2020年12月期(第29期)第3四半期において、2020年9月30日時点の純資産が△66百万円の債務超過に至ったことにより、貴社株式について上場廃止に係る猶予期間入り銘柄の指定を受け、その後、同期連結会計年度において債務超過を解消したことによって、猶予期間入り銘柄を解除された後においても、業績は毎期営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているのであって、貴社においては、今後の売上及び利益の見通しについて不確実性が存在し、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が引き続き存在していると言わざるを得ない。そうとすると、本第三者割当による資金調達によらなければ、貴社の事業継続自体が不可能となる現実的な危険が否定できないといえることから、現時点の貴社の厳しい経営状況を踏まえると、資金調達に相応のリスクを伴うことはやむを得ない側面がある。

一方で、本第三者割当による資金調達によって、苦戦ないし低迷する既存事業の枠組みにとらわれず、新規事業である再生医療関連事業からの収益増や財務体質の改善が期待されるというメリットがあるのも事実であって、この意味において、貴社の企業価値の向上、ひいては既存株主の利益につながる可能性が一定程度認められる。

また、貴社の説明によれば、割当予定先からは、口頭ベースではあるものの、可能な限り市場動向に配慮する旨確認済みであるとのことであって、当該口約束が遵守される限りにおいて、株価への影響は限定的と見る余地はある。加えて、貴社の説明によれば、割当先の投資方針は純投資ということであり、本第三者割当によって、貴社株式の流動性向上に資することが期待される。

以上からすれば、本第三者割当に伴う希薄化による既存株主の影響が相応に生じる可能性は否定できないものの、一方で、既存株主の利益に資する側面も相当に認められることから、必ずしも既存株主の利益を一方的に損なうものとはまでは認められない。貴社において口頭確認により可及的に株価への影響を生じぬよう割当予定先との間で措置を講じていること等を併せ考慮すれば、本第三者割当が不相当であるとまでは直ちに認められない。

(5) 払込の確実性について

貴社の説明によれば、割当予定先の払込に要する財産の存在について確認した内容は、次のとおりということである。

① 学校法人君津あすなろ学園

同学園の2024年11月14日時点の預金通帳の写し及び直近3期分の決算書の提出を

受け確認した。

② 親川智行氏

同氏が保有する証券口座にかかる2024年9月30日時点及び2024年10月31日時点の取引残高報告書の提供を受け確認した。

③ 伊藤美由紀氏

同氏からは、同氏を借主、株式会社アイエフアール(東京都千代田区麹町三丁目2番9号VORT麹町Ⅲ5階、代表取締役伊藤美由紀氏)を貸主とする2024年12月5日付金銭消費貸借契約書(融資限度額:30百万円、返済期日:2026年12月4日、金利:年3%、担保または保証:なし)の写し及び2024年11月27日時点の同社の預金通帳の写しの提供を受け確認したところ、同日時点では、同社の預金残高が融資限度額の30百万円に満たないものの、過去の実績、今後の資金計画を考慮すると、近く預金残高は30百万円を超え、伊藤氏の必要に応じて自己資金で融資が可能であると考えているとの説明を受けている。なお、当該融資枠設定額をもって、本新株予約権の行使代金総額には満たないものの、割り当てられた本新株予約権の一部を行使し取得した貴社株式の売却代金をもって、残存する本新株予約権の行使を行う方針である旨、口頭にて確認した。

④ 大内将伸氏

同氏からは、同氏を借主、同氏の知人である個人(東京都世田谷区)を貸主とする2024年11月29日付金銭消費貸借契約書(融資限度額:20百万円、返済期日:2026年11月28日、金利:年3%、担保または保証:なし)の写し及び2024年12月4日時点の当該貸主の預金通帳の写しの提供を受け確認した。なお、当該融資枠設定額をもって、本新株予約権の行使代金総額には満たないものの、割り当てられた本新株予約権の一部を行使し取得した貴社株式の売却代金をもって、残存する本新株予約権の行使を行う方針である旨、口頭にて確認した。

⑤ 黒田欣氏

同氏からは、2024年11月26日時点の預金通帳の写しの提供を受け確認した。なお、当該預金通帳の残額では、本新株予約権の行使代金総額には満たないものの、割り当てられた本新株予約権の一部を行使し取得した貴社株式の売却代金をもって、残存する本新株予約権の行使を行う方針である旨、口頭にて確認した。

⑥ 保坂健氏

同氏からは、2024年12月3日時点の預金通帳の写し及び2024年12月2日時点の同人名義の証券口座の残高明細の提供を受け確認した。なお、当該預金通帳及び証券口座の残高では、本新株予約権の行使代金総額には満たないものの、割り当てられた本新株予約権の一部を行使し取得した貴社株式の売却代金をもって、残存する本新株予約権の行使を行う方針である旨、口頭にて確認した。

⑦ 森上和樹氏

同氏からは、2024年11月29日時点の預金通帳の写しの提出を受け確認した。

⑧ 中谷正和氏

同氏からは、2024年11月19日時点の同人名義の証券口座にかかる残高証明書及び2024年11月25日時点の同人名義の証券口座にかかる保有商品一覧表の提供を受け確認した。なお、当該証券口座の残高では、本新株予約権の行使代金総額には満たないものの、割り当てられた本新株予約権の一部を行使し取得した貴社株式の売却代金をもって、残存する本新株予約権の行使を行う方針である旨、口頭にて確認した。

⑨ 日高早斗氏

同氏からは、2024年12月3日時点の同人名義の証券口座の残高明細、同氏を借主、株式会社リアルエステート(大阪府大阪市中央区本町二丁目6番10号、代表取締役多田茂雄)を貸主とする2024年11月30日付融資枠設定契約書(融資限度額:60百万円、返済期日:2026年12月31日、金利:年2%、担保または保証:なし)の写し及び同社の2024年12月2日時点の預金通帳の写しの提供を受け確認した。なお、当該証券口座の残高及び融資枠設定額の合計額では、本新株予約権の行使代金総額には満たないものの、割り当てられた本新株予約権の一部を行使し取得した貴社株式の売却代金をもって、残存する本新株予約権の行使を行う方針である旨、口頭にて確認した。

⑩ 千代田インベストメント株式会社

同社からは、2024年12月6日時点の預金通帳の写し及び同社を借主、株式会社太平フィナンシャルサービス(東京都文京区本郷一丁目13番4号、代表取締役三田康貴)を貸主とする2024年12月5日付個別貸付基本契約書(借入金額:30百万円、返済期日:2025年12月10日、金利:年5%、担保または保証:代表取締役土屋大氏による連帯保証)の写しの提供を受け確認した。なお、当該預金通帳の残額及び融資枠設定額の合計額では、本新株予約権の行使代金総額には満たないものの、割り当てられた本新株予約権の一部を行使し取得した貴社株式の売却代金をもって、残存する本新株予約権の行使を行う方針である旨、口頭にて確認した。

そうとすると、割当予定先のうち、①学校法人君津あすなろ学園、②親川智行氏及び⑦森上和樹氏については、払込に要する財産の存在について預金残高等の客観性のある資料により、本新株予約権の発行価額及びその行使代金の総額に足る現預金その他の流動資産の存在が確認されたものと認められる。

貴社の説明によれば、その余の割当予定先についても、少なくとも本新株予約権の発行価額に相当する金額については、預金残高等の客観性のある資料により確認ができたということであるから、本新株予約権の発行価額が払い込まれる蓋然性は高いと認められる。

他方、①学校法人君津あすなろ学園、②親川智行氏及び⑦森上和樹氏を除いた割当予定先については、本新株予約権の行使代金に不足する部分について、割り当てられた本新株予約権の一部を行使し取得した貴社株式の売却代金をもって、残存する本新株予約権の行使を行う方針である旨、口頭にて確認したということとどまる。したがって、これらの割当予定先については、本新株予約権の行使について、不確実性が残ることは否定できない。

もっとも、一般論として、本件に限らず、新株予約権の行使の場面は、将来にわたる事柄である以上、不確実性が不可避に伴うものであるし、預金残高や融資枠を客観性のある資料によって確認できた部分だけでも本新株予約権の行使代金額の相当部分は賄える金額感であることが認められる。あわせて、貴社の説明によれば、口頭確認とはいえ、割り当てられた本新株予約権の一部を行使し取得した貴社株式の売却代金をもって残存する本新株予約権の行使を行う方針である旨、それらの割当予定先との間で確認ができていたことを踏まえると、本新株予約権の行使は一定程度期待できると言い得る。

また、本第三者割当においては、本新株予約権の取得が必要と貴社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日から3ヶ月経過以降、会社法所定の通知をしたうえで、貴社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込額と同額で、貴社が、本新株予約権者(貴社を除く。)の保有する本新株予約権の全部または一部を取得

することができる旨の条件を定めることが予定されている。そうとすれば、貴社が当該取得条項を必要に応じ行使することによって、本新株予約権の行使を促進することが期待できる。

これらを総合考慮すれば、まずもって新株予約権の払込総額が実際に払い込まれる蓋然性を認めることができるし、本新株予約権の行使期間内においてそれが行使された場合に必要となる行使代金が現実に支払われる可能性についても、貴社の説明が不合理であるとまでは直ちにいえません。

(6)小括

以上を総合的に考慮し、当委員会としては、本第三者割当の相当性は認められると考える。

3 結語

以上の次第で、当委員会は、本第三者割当について、必要性及び相当性のいずれも認められるとの結論に至ったものである。

以上のとおり、本第三者委員会からは、本第三者割当につき必要性及び相当性が認められるとの意見を得ております。

また、当社取締役会にて、本第三者委員会の意見を参考に、既存株主への影響も踏まえ、十分に討議・検討した結果、本第三者割当の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 過去3年間の業績

決算期	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期
売上高(千円)	116,196	111,820	175,433
営業利益(千円)	△129,742	△201,040	△279,841
経常利益(千円)	△128,562	△205,559	△279,261
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	△150,929	△270,200	△296,785
1株当たり当期純利益(円)	△34.83	△54.14	△44.81
1株当たり配当金(円)	-	-	-
1株当たり純資産額(円)	45.79	71.53	38.13

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2024年9月30日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	7,128,500 株	100%
現時点の転換価額(行使価額)	7,700,000 株	51.93%

における潜在株式数		
下限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数	-	-
上限値の転換価額(行使価額) における潜在株式数	-	-

上記潜在株式数は、本日別途公表する第9回新株予約権(有償ストック・オプション)に係る潜在株式数(700,000株)を加えたものであり、これらがすべて権利行使された場合に発行される株式数です。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期
始値	308 円	196 円	272 円
高値	335 円	426 円	501 円
安値	179 円	186 円	156 円
終値	190 円	280 円	230 円

② 最近6ヶ月間の状況

	2024年 7月	8月	9月	10月	11月	12月
始値	247 円	217 円	180 円	150 円	173 円	170 円
高値	247 円	219 円	204 円	181 円	180 円	182 円
安値	201 円	129 円	145 円	147 円	160 円	139 円
終値	216 円	180 円	151 円	178 円	169 円	156 円

③ 発行決議日前営業日株価

	2025年1月14日
始値	164 円
高値	198 円
安値	162 円
終値	170 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による第6回新株予約権の発行

割当日	2022年9月2日
発行新株予約権数	25,000 個(新株予約権 1 個につき 100 株)

発行価額	1個につき 220円	
調達予定資金の額	新株予約権の発行による調達額	5,500,000円
	新株予約権の行使による調達額	607,500,000円
	発行諸費用の概算額	3,700,000円
	手取額合計	609,300,000円
行使価額	243円	
募集時の発行済株式数	4,468,500株	
募集による潜在株式数	2,500,000株	
割当先	和助キャピタル 2号有限責任事業組合	8,000個
	中谷 正和	9,000個
	日高 早斗	8,000個
	合計	25,000個
現時点における行使状況	行使済株式数	2,100,000株
当初の資金の使途	① 借入金の返済	25百万円
	② 運転資金	234百万円
	③ 環境ソリューション事業(産業廃棄物処理施設等取得資金)	350百万円
	合計	609百万円
当初の支出予定時期	① 借入金の返済	2022年8月~2022年9月
	② 運転資金	2022年10月~2023年10月
	③ 環境ソリューション事業(産業廃棄物処理施設等取得資金)	2022年9月~2023年8月
2022年11月1日付 資金使途変更後の資金の使途(支出 予定時期)	① 借入金の返済	25百万円 (2022年9月)
	② 運転資金	89百万円 (2023年6月~2023年10月)
	③ 環境ソリューション事業(産業廃棄物処理施設等取得資金)	495百万円 (2022年9月~2023年8月)
	合計	609百万円
2024年3月1日付 資金使途変更後の資金の使途(支出 予定時期)	① 借入金の返済	25百万円 (2022年9月)
	② 運転資金	264百万円 (2023年6月~2024年10月)
	③ 環境ソリューション事業(産業廃棄物処理施設等取得資金)	320百万円

	(2022年9月～2023年8月)	
	合計	609百万円
現時点における資金の充当状況	① 借入金の返済	25百万円
	② 運転資金	168百万円
	③ 環境ソリューション事業(産業廃棄物処理施設等取得資金)	320百万円
	合計	513百万円

以上

株式会社ジェイホールディングス
第8回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社ジェイホールディングス第8回新株予約権
(以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 11,340,000 円
3. 申込期日 2025年1月31日
4. 割当日及び払込期日 2025年1月31日
5. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により割り当てる。
- | | |
|-----------------|----------|
| 学校法人君津あすなろ学園 | 5,000 個 |
| 親川 智行 | 14,000 個 |
| 伊藤 美由紀 | 4,000 個 |
| 大内 将伸 | 4,000 個 |
| 黒田 欣 | 1,000 個 |
| 保坂 健 | 1,000 個 |
| 森上 和樹 | 7,000 個 |
| 中谷 正和 | 15,000 個 |
| 日高 早斗 | 15,000 個 |
| 千代田インベストメント株式会社 | 4,000 個 |

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 7,000,000 株とする
(本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数 (以下、「割当株式数」という。) は
100 株とする。)。但し、本項第(2)号ないし第(4)号により、割当株式数が調整される
場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整
されるものとする。
- (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額 (以下に定義する。) の調整を行う場合には、
割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる 1 株未
満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調
整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号、第(5)号及び
第 (6) 号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日
と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日ま
でに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式
数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、
第 10 項第 (2) 号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うこ
とができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 70,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額 金 162 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 1.62 円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）は、金 153 円とする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価} \\ \text{額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価} \\ \text{額} \end{array} \times \frac{\text{既発行普通} \\ \text{株式数}}{\text{既発行普通株式数}} + \frac{\text{交付普通} \\ \text{株式数} \times \text{1株当たり} \\ \text{払込金額}}{\text{1株当たりの時価} \\ \text{+ 交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、または当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当による場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式または取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換または合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。）以降、または係る発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合
調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式または下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行または付与する場合（但し、当社またはその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員または使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権または新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降または（無償割当の場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降

これを適用する。

- ⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額に} \\ \text{より当該期間内に} \\ \text{交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式の中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てる。
- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てる。
- ③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、係る基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、係る調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間
2025年1月31日（本新株予約権の払込完了以降）から2027年1月30日までとする。但し、第13項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
13. 本新株予約権の取得事由
 - (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日から3ヶ月経過以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
 - (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会が定める取得日（当該組織再編行為の効力発生日前とする）に、本新株予約権1個当たり払込額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
 - (3) 当社が発行する株式が東京証券取引所により上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日または上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
14. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
15. 新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使する場合、第11項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第18項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。なお、行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

16. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金162円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は、取締役会決議日の直前取引日（2025年1月14日）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90.00%に相当する金額とした。
18. 行使請求受付場所 株式会社ジェイホールディングス 管理本部
19. 払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 麴町支店
20. その他
 - (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上